

ごみ・リサイクルカレンダー広告掲載取扱要綱

制定 平成14年8月 5日 区長決定 要綱第73号
改正 平成21年3月23日 部長決定 要綱第209号
改正 平成27年4月 1日 所長決定 要綱第336号

(目的)

第1条 この要綱は、品川区が発行する「ごみ・リサイクルカレンダー」(以下「カレンダー」という。)へ広告を掲載することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(掲載の範囲)

第2条 掲載できる広告は、区民生活に関連した公共性を有するもので、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) カレンダーの公共性およびその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」(昭和23年法律第122号)第2条に掲げる営業に該当するもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人の宣伝に係わるもの
- (4) 公の秩序または善良な風俗に反するもの
- (5) 法令で禁止され、あるいは法令に抵触するおそれのあるもの
- (6) その他カレンダーに掲載する広告として妥当でないと認められるもの

(掲載の位置)

第3条 広告を掲載する位置は、カレンダーの下段2枠とする。

(広告の大きさ)

第4条 広告の大きさは、1枠について、縦1.0センチメートル横8.0センチメートルとする。

(広告掲載料)

第5条 掲載1枠あたりの広告料は、10,000円とする。

(広告掲載募集の方法)

第6条 広告掲載希望者は、広報紙等で募集する。

(広告の申込)

第7条 カレンダーに広告を掲載しようとする者は、広告掲載申込書(様式1)に掲載しようとする広告の版下原稿を添えて、区長に提出するものとする。

(広告掲載の決定)

第8条 区長は、前条の申込書を受理したときは、速やかに掲載の可否を決定し、申込者に通知(様式2・3)しなければならない。

(広告掲載料の納付)

第9条 広告掲載料は、掲載の決定後、一括前納しなければならない。

(広告掲載料の返還)

第10条 既納の広告掲載料は返還しない。ただし、広告主の責によらない理

由によって、広告掲載できなかつたときは、返還するものとする。

(広告主の責任等)

第11条 広告の内容および版下原稿の作成経費は、広告主の責任および負担とする。

(広告掲載の取消)

第12条 区長は、広告主が次の1に該当する場合において、当該広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 広告掲載料を納入しなかつたとき。

(2) 広告掲載の取消の申し出があつたとき。

(3) 広告の掲載決定後、当該広告を掲載することで、カレンダーの公共性を害する恐れが生じたとき。

2 区長は、編集発行上やむを得ない事情が生じたときは、広告主と協議のうえ広告掲載を取り消すことができる。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は都市環境部長が定める。

付則

この要綱は、平成14年8月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。